

平成26年度の国民年金保険料免除制度のご案内

経済的な理由などで国民年金保険料を納めることが困難な方のために、保険料が免除または納付が猶予される制度があります。ご不明な点はお気軽にお問合せください。

- 申請時期** 平成26年度（平成26年7月から平成27年6月分）の申請は平成26年7月1日から受付けます。
- 必要なもの** 年金手帳、印鑑をお持ちください。申請により平成26年度（平成25年中）の所得に応じて保険料の支払いが免除、又は猶予されます。
- 特定の条件を除いて毎年申請が必要です。

なお、平成26年4月から申請時点の2年1か月前の月分（すでに保険料が納付済の月を除く）まで免除を申請できるようになりましたので、あわせてご相談ください。

国民年金保険料が未納のままで、将来の老齢基礎年金や、いざというときの障害基礎年金・遺族基礎年金などが受給できなくなる場合があります。そうならないためにも、この制度をご利用ください。

●免除等の種類

免除の種類		受給資格期間※1	年金額※3
全額免除		○	4／8が反映（平成21年3月分までは2／6）
一部免除	3／4免除	○※2	5／8が反映（平成21年3月分までは3／6）
	半額免除	○※2	6／8が反映（平成21年3月分までは4／6）
	1／4免除	○※2	7／8が反映（平成21年3月分までは5／6）
	若年者納付猶予※4	○	反映されない

※1 受給資格期間とは、年金を受給するために必要な期間をいいます。年金を受給するためには、保険料を納付した期間と保険料の納付免除が認められた期間の合計が25年以上必要です。

※2 保険料の一部を納付した場合に算入されます。一定期間に納付しなかった場合は未納期間となります。

※3 免除・猶予を受けた期間について保険料の追納（後から払う）を行わなかった場合の年金額への反映割合。免除・猶予されていた金額を追納した場合は納付した場合と同様の計算となります。なお、追納は免除期間から10年以内に行う必要があり、免除を受けた年度の翌々年度を過ぎて追納する場合は、当時の保険料に一定割合の金額が加算されます。年金額への反映割合は平成26年4月1日現在の割合です。

※4 30歳未満の方が対象となります。

●免除・猶予となる所得基準額

本人、配偶者、世帯主の所得がそれぞれ下表の金額以下の時に該当となります（若年者納付猶予は本人と配偶者の所得）。

免除の種類		算定方法
全額免除		（扶養親族数＋1）×35万円＋22万円
一部免除	3／4免除	78万円＋扶養親族数×38万円※＋社会保険料控除等
	半額免除	118万円＋扶養親族数×38万円※＋社会保険料控除等
	1／4免除	158万円＋扶養親族数×38万円※＋社会保険料控除等
	若年者納付猶予	（扶養親族数＋1）×35万円＋22万円

一部免除では社会保険料が左表算定方法の金額に加算されます。

※老人扶養であるときは48万円、特定扶養親族であるときは63万円。

●その他の制度について

退職による特例

退職した場合には、退職した本人のみの所得をゼロと判定する特例があります。手続きには雇用保険被保険者離職票又は雇用保険受給資格者証、年金手帳、印鑑が必要です。雇用保険に加入していない場合も、その他の書類を添付することで退職の特例を受けることが可能ですのでご相談ください。ただし、退職による特例は退職日の翌日（喪失日）の2年後の6月までの申請に限り受けることができます。

学生納付特例制度

学生の方で、本人の前年所得が一定額以下の場合に保険料の納付が猶予されます（半額免除と同じ所得基準額）。猶予を受けた期間の保険料は、追納をしない場合、年金額に反映されませんが、受給資格期間の計算には含まれます。また、学生納付特例の対象校に在籍する場合、他の免除制度を利用することはできません。

毎年申請が必要。申請には学生証又は学証証明書、印鑑が必要です。平成26年度（平成26年4月から平成27年3月分）の申請は平成26年4月1日から受付けしています。また、平成26年4月から、申請時点の2年1か月前の月分（すでに保険料が納付済の月を除く）まで学生納付特例を申請できるようになりましたので、あわせてご相談ください。

【問合せ先】保険課医療年金グループ ☎240-7113



子育て支援センター

8月

～遊びにおいでよ～

町子育て支援センターでは、子育て親子に寄り添いながら親子でふれあい、子どもとの絆づくりを大切に活動を行っています。

★遊戯室『まんまる一む』開放★：日曜日、祝日を除き午前9時から午後5時まで

— 活動予定 —

★ 子育て相談・定期相談日 ★

・日時：11日(月)、25日(月) 午前9時30分～正午
*町保健センター等の関係機関と連携しています。
*相談は随時行っています。
【受付場所：子育て支援センター 事務室】

★ 『ミニ・セミナー』 ★ -参加自由-

～ピアノ演奏を聴きながら、親子でふれあって遊んだり歌をうたったり、楽しい時間を過ごしましょう。～
・実施時間：午前11時から（状況により随時10分程度）
【場所：遊戯室「まんまる一む」】

★ 読み聞かせ ★ -参加自由-

・日時：6日(水)、20日(水)午前10時45分～11時
*子育てボランティアによる読み聞かせを予定しています。
【場所：遊戯室「まんまる一む」】

★ 砂場開放 ★ -参加自由-

～戸外の気持ちよさを感じながら砂場で遊びましょう。～
・日時：27日(水)午前10時30分～11時30分
【場所：ゆうゆう館 中庭 砂場】
*雨天時は遊戯室「まんまる一む」でミニ・セミナーを実施します。

《子育てセミナー》「子育てサークル育成」メンバー募集中です!!

＊『子育てサークル育成』とは＊

親子でふれあい遊び、手遊び、読み聞かせなどを楽しむほか、「子どもとこんな遊びをしてみたい、こんな物を作って遊んでみたい。」などと、活動内容をメンバーで話し合って決めていきます。

一年間同じメンバーで活動しますので、お子さんのことやご自身のことなど、情報交換をしながらメンバー同士で交流を楽しむことができます。

この事業は、自分たちで活動し、みんなで一緒に子育てしていけるサークルを育てることを目的としています。

【年間8回予定】 定員8組（定員になり次第締め切ります）

6/13（金）・7/11（金）・8/1(金)・9/10（水）・10/7(火)・12/2(火)・H27.1/15(木)・3/25(水)

○対象者：平成25年4月2日から平成26年4月1日までに生まれた子どもとその保護者(対象者の範囲が拡大されました)

－ 詳細はお問合せください。－

【問合せ先】 保健福祉部 こども課 子育て支援センター ☎029-291-0980（直通）
『茨城町総合福祉センター「ゆうゆう館」内』

消費生活センターからのお知らせ

パソコン操作中に現れる突然の「警告表示」！

【事例】 パソコンを使用し、検索サイトを見ていると画面の右側にピカピカと光る警告のようなものが表示された。そこには「**パソコンにエラーがあるので、無料ソフトをダウンロードするように**」と記されていたのでダウンロードすると、次に「修復には有料で登録する必要がある」という画面がでた。すぐに画面を閉じたが、パソコンを立ち上げるたびに警告画面が表示される。

パソコン操作中に突然現れる警告表示は、本当の危険やエラー等を知らせるものだけとは限りません。消費者の不安をあおりソフトの購入手続きに誘導する「**広告**」の可能性があります。信頼できる表示かどうかわからない場合には、クリックしないようにしましょう。

広告等の警告表示が出る原因の一つとして、パソコンのOS（基本ソフト）やアプリケーションが最新の状態でない場合に、ウェブサイトを閲覧した際などに、意図せず警告を表示させるプログラムなどが埋め込まれることが考えられます。常に最新の状態に保ちましょう。

《ポイント！》

パソコンに警告が出るような場合には、よくわからないソフトウェアを安易に表示のままダウンロードしないようにし、まずパソコンメーカーや情報処理推進機構（IP A）などの相談窓口にご相談しましょう。

【問合せ先】茨城町消費生活センター ☎291-1690